

一都二県連合海区漁業調整委員会指示第17号

東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域における水産動植物の繁殖保護を図るために、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和7年2月12日

一都二県連合海区漁業調整委員会
会長 石井春人

(水産動植物の採捕及び遊漁の案内の禁止)

- 1 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域（以下「区域」という。）において、水産動植物の採捕をし、又は遊漁の案内（船舶により乗客を区域に案内して水産動植物を採捕させることをいう。）をしてはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究等の目的で行うものであって、一都二県連合海区漁業調整委員会が適当と認めたものについては、この限りでない。
 - ア 北緯35度27分43.2秒、東経139度52分55.9秒の点
 - イ 北緯35度27分30.7秒、東経139度52分43.2秒の点
 - ウ 北緯35度27分54.5秒、東経139度52分08.0秒の点
 - エ 北緯35度28分07.2秒、東経139度52分20.9秒の点

(指示の有効期間)

- 2 この指示の有効期間は、令和7年3月1日から令和9年2月28日までとする。

(採捕禁止区域図)

